



「政党法」の制定を目指して

- 日本の政党のガバナンス・「政党力」向上のために -

(2012年度 政治・行政改革委員会 報告書)

2013年5月17日

公益社団法人 経済同友会

<目次>

< . 本報告書の目的 >	1
< . 「政党法」の必要性：総論 >	1
1 . 「政党中心の政治」に必須	1
2 . 政党交付金受領に対する国民への義務	2
3 . 「政党の公共性」を明確化	2
4 . 既存法律での対応の限界	3
5 . 「政党力」の強化	3
< . 「政党法」の必要性：各論 - 重要 9 項目の検証 >	5
1 . 綱領	5
2 . 政党支部数	5
3 . マニフェストの内容と策定手順	6
(1) 内 容	6
(2) 策定手順	7
4 . マニフェスト修正手続き	7
5 . 党首	7
(1) 党首選挙	7
(2) 与党党首の任期	8
6 . 政党助成制度	9
(1) 政党交付金の使途	9
(2) 党執行部による資金配分	9
(3) 政党交付金の返還	10
(4) 「対総収入比率規制」復活の是非	10
7 . 連立協議	10
8 . 候補者選定	10
(1) 手続きの透明性	10
(2) 予備選挙・世襲議員問題	11
(3) クォータ（割り当て）制	11
9 . 倫理規定	11
(1) 反党的行為による除籍（除名）	11
(2) 党議違反者への懲戒	12
< . 終わりに：「政党法」に国民的後押しを！ >	12
[補論]	13
委員名簿	15

< . 本報告書の目的 >

2009 年に歴史的な政権交代があり、民主党政権が誕生した。しかし当時の民主党には、党の基本理念を定めた正式な綱領もなく、迷走を繰り返した末、2012 年には消費税増税問題を巡って多くの離党者を出し、事実上、分裂した。党として決まらずの事項に対し議論が蒸し返えされ、公然と執行部批判が行われるなど、「政党のガバナンス」が問われた。

そうした中で野田佳彦総理大臣は、2012 年 11 月 16 日に衆議院を解散、2012 年 12 月 16 日に第 46 回衆議院議員総選挙が行われた。解散時点で法的要件を満たした政党の数は 15、公示時点でも 12 の政党が乱立し、かつ公示前、そして選挙後も、それらが激しく離合集散を繰り返すなど、改めて「政党と何なのか？」という疑問を、国民に抱かせる結果となった。投票率が、衆院選で戦後最低の 59.3%（小選挙区）に止まったのも政党不信の表れかもしれない。

一方、政権を奪還した自民党に対しても、「古い自民党の体質が本当に変わったのか」といった不安を、国民は必ずしも払拭できていないのではないか。

経済同友会では、様々な政治改革を提言してきたが、特に、政党については、「中央政府・政党の機能再構築 - マネジメント導入による国政執行機能の強化（2006 年 4 月 18 日）」「『政党による政策本位の政治』の実現に向けて - マニフェスト政治の確立と政治資金のあり方」（2010 年 2 月 15 日）そして最新の「政党・政策本位の政治の成熟化と統治機構改革～「決断できる政治」の実現に向けて」（2012 年 5 月 17 日）で、日本における「政党法」の制定を繰り返し提言してきた。

だが現状、「政党法」に対する認識は、当の政党サイドはもちろん、一般国民・有権者、そしてマスコミや学者等をはじめとするいわゆる有識者の間でも決して高いとは言えない。そこで我々は、現在の日本の政党のガバナンスの問題を、より具体的な事例を挙げ、分かりやすく整理することで、まずは「政党法」制定の必要性の認識を広める必要があると考え、本報告書を作成することとした。

< . 「政党法」の必要性：総論 >

なぜ、日本で「政党法」が必要なのか。改めて我々の考えを整理する。

1 . 「政党中心の政治」に必須

1994 年の「政治改革 4 法」成立に始まる我が国の一連の政治改革は、議員個人中心の政治から、「政党中心の政治」を目指すことが大きな目的だった。そして実際、その方向に変化していると言える。衆院の小選挙区では、無所属で立候補して当選することは極めて難しくなり、政党の「公認」が大きな影響を持つ。また比例代表では名簿搭載順位が候補者の当選可能性を決定的に左右する。このため、「党執行部が候補者の生殺と奪権を持つようになった」とさえ指摘される。それなのに現状では、それらを規制する公的ルールは、無いに等しい¹。

今後、小選挙区で圧勝した政党が総議席の 3 分の 2 を取ることも珍しいことではなくなるとすると、党内の決定が、内閣・国会の決定よりも実質的に重い意味を持つ場合もあろう。こうした状況下で、政党の意思決定の透明性・公正性を法的に担保するためには、一定限度内で司法府によるチェックも受け得るようになっていくことが望ましい。しかし、既存の政党関連法令は、殆ど政党の組織・運営の在り方を規定していないため、事実上、司法審査は及ばない。

¹ 政治資金規正法や法人格付与法などで届出制度はあるが、その中身に対する規制は殆どない。

政治改革が目指してきた「政党中心の政治」を完遂させるためにも、政党ガバナンスのあり方を規定した「政党法」が必要である。

2. 政党交付金受領に対する国民への義務

90年代の政治改革で政党助成法ができ、政党交付金が政党に出るようになった。現在では約320億円もの巨額の税金が支出されている。「政党交付金使途等報告書」の提出義務はあるものの、その使途自体には何ら制限が無く、様々な問題も指摘されている（後述）。

政党交付金の巨額さを考えると、単に収支の報告のみならず、そのお金を使う主体である「政党」それ自体にガバナンス確立を求めるのは、国民の素朴な感情・要求として、当然のことではないか。

民間企業でさえ、全900条以上から成る「会社法」で組織・運営を細々と規定され、上場企業であれば更に証券取引所上場規則も上乘せられ、その上、業界別に「業法」の規制も受けるところもある。320億円もの税金を受け取る団体が、何ら組織・運営上のルールを定めなくて、許されるのであろうか²。

これまで、「政治活動の自由」を強調する余り、法人格のない任意団体のように、殆ど「政党」の組織・運営に関しては規律付けが成されず、政党のガバナンスが担保されていない。これでは到底、国民の納得は得られない。「政党法」を制定し、日本の政党政治への信頼回復の第一歩とすべきである。

現行法で、政党本部の必置機関は、下記しかない。

「代表者」(政治資金規正法、政党助成法、公職選挙法)

「代表権を有する者」(当該政党が法人である場合のみ。法人格付与法)

「会計責任者」と会計責任者が欠けた場合等の代行者(政治資金規正法、政党助成法)

「会計監査を行うべき者」(政党助成法 [但し、政党内部の自主監査機関であり、外部監査人ではない。また公認会計士や税理士等の特別の資格を有する必要もない])

国会議員の候補者選定機関(公職選挙法 [所定の届出に際して、機関の名称、構成員選出方法、候補者選出を適正に行った旨の代表者の宣誓書等を義務づけ。但し形式的に記載・添付することが必要なだけで、その中身についての具体的規定や審査はない。])

3. 「政党の公共性」を明確化

「政党」は、私的団体であるとともに、場合によっては事実上の国家機関ともなる。だが日本ではこれまで、政党を基本的に「私的団体」とのみ位置付けてきたため、政党は、都合の良い時には自らその公的な性格を強調し、都合が悪い時には「私的団体なので、公的規制はそぐわない」と、ダブルスタンダードを使うことが可能だった。

例えば、現在、閣議等の議事録作成を義務付けようと公文書管理法の改正が検討されているが、政党は「私的団体」とみなされ、政権与党であっても、政党内の会合は全くその対象とされていない。同じく、「私的団体」である政党の党首選で買収工作等があっても、「公職選挙法」は適用されない。

だが企業など民間団体よりも、「政党」が遙かに公共性の高い活動をしていることは明らかである。特に与党の意思決定・権力行使は、事実上、政府の決定・公権力行使と言える場合も多く、明確な公的ルールで「政党の公共性・公的責任」を明らかにすべきである。少なくとも政権を執る可能性のある大政党は、「政党法」で真正面から「公的団体」と規定すべきではないか。

2 例えば学校法人でも「役員として理事5人以上、監事2人以上を置かなければならない」「学校法人の公共性を高めるため各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1人をこえて含まれることになってはならない」「学校法人の業務の決定は寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数をもって行われるが、一般には、基本財産の処分等の重要事項については理事総数の3分の2以上の特別決議が必要である」「一定の重要事項については、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない」等々が定められている。

与党を公的団体と明確化することは、「与党と内閣の一元化」がスムーズに行われる基盤ともなる³。

4. 既存法律での対応の限界

現状、政党に関しては主に4法（政治資金規正法、政党助成法、法人格付与法⁴、公職選挙法）で別々に規定されている。しかし、例えば、政治資金規正法と政党助成法が別建ての法律になっているため、「助成と規制は表裏一体でなければならない」という原則が貫徹されていない。この結果、「政党交付金だけもらって、規制は緩いまま」という状況を招来しているのではないか。

また、4法で定義や用語が微妙に異なっているため、制度的な事実確認が極めて複雑となり、国民が政党への規制の全体像を知り、政党を監視することを困難にしている。

こうした状態を解消し、資金・財政面の規制、組織面の諸規制を有機的に結合させる点でも、全体をカバーする統一的な「政党法」を作る意義がある。

【政党の活動を規定する主な法律】

規定内容	該当法律	備考
定義	政治資金規正法、政党助成法、法人格付与法	各法律上の定義が定められている。但し、微妙に異なっている点もある。
登録・届出	政治資金規正法、政党助成法、法人格付与法、公職選挙法	法律ごとに必要な要件・手続きが異なる。
内部秩序	政党助成法、法人格付与法	政党助成法で「...[政党]の組織及び運営については民主的かつ公正なものとする...」とある。その他、政党助成法に政党財政関係、政党法人格付与法に法人として必要な機関（役職）の規定あり。
議員候補者の選定	公職選挙法	選定手続きの届出制度。選定手続きを記載した文書及びこれに関する宣誓書の提出義務。選定に関する罰則。
政党財政一般	政治資金規正法、政党助成法、法人格付与法、公職選挙法	収支報告書の提出に際して自主監査義務付け。
政党国庫補助	政党助成法、法人格付与法	使途等報告書の提出に際して外部監査義務付け。

5. 「政党力」の強化

そして「政党法」で政党内の組織・運営を規定し、政党ガバナンスを確立することは、政党内の一体性と党首のリーダーシップの強化、ひいては政策立案能力向上など、「政党力」そのものの強化にもつながると期待できるのである。

「幹事長の胸三寸でどうにでもなる」といった組織では、リスクが大きく、優秀な人材が政治の世界に入っていない。「政党法」は、優秀な人材を政治の世界に呼び込むための制度的基盤ともなる。

³ 経済同友会提言「中央政府・政党の機能再構築 - マネジメント導入による国政執行機能の強化」（2006年4月18日）参照

⁴ 正式名称は「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」

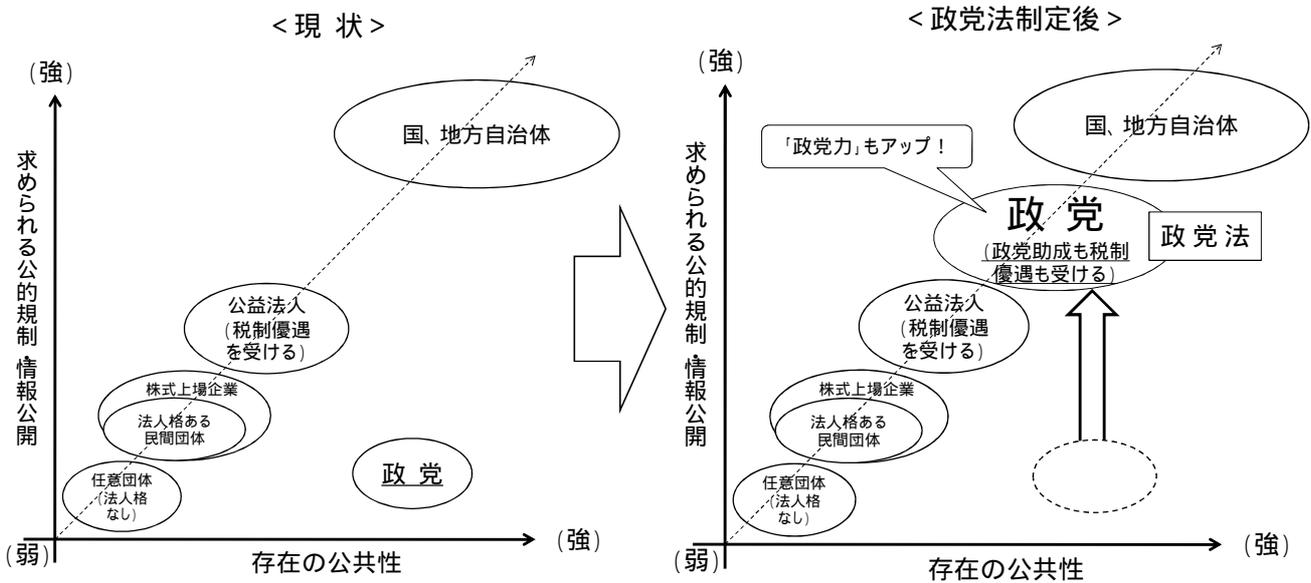
【経済同友会「政党・政策本位の政治の成熟化と統治機構改革～「決断できる政治」の実現に向けて」(2012年5月17日)より】

国会運営の停滞など政治の機能不全は、特に二大政党の政党としての能力不足に起因する。政党政治の根幹である政党力を底上げするため、政党法を早期に制定すべきである。

ここで、我々の考える「政党力」は、以下から構成される。

- 確立した政治理念・政治ビジョンと明確な国の将来ビジョンの形成力
- 客観的かつ謙虚に民意を吸収する能力
- 全体最適かつ時間軸をも考慮した政策選択能力
- 社会の課題の発掘能力と政策立案能力
- 政策の説得力と実行力
- 党としての統率力と団結力

「政党法」の必要性(概念図)



< 「政党法」の必要性：各論 - 重要9項目の検証 >

「政党法」制定の核心は、政党のガバナンス確立である。我々は昨年度提言において「政党法」で規定すべき事項として9項目を提言した。ひとまずこの9項目を「政党法」でカバーできれば、日本の政党の抱える問題は、解決に向け大きく前進する。そこで、この9項目を対象に、主に2012年12月衆院選挙の前後で見られた事例と、考えられる「政党法」での対応の方向性を示すことで、日本での「政党法」制定への国民の議論を喚起したい。

【「政党・政策本位の政治の成熟化と統治機構改革～「決断できる政治」の実現に向けて」(2012年5月17日)より】

< 政党法に規定すべき事項 >

- 党綱領の制定・公開
- 支部設置数の制限
- マニフェストに盛り込むべき事項、策定手順の規定・公開
- 政権獲得後のマニフェスト修正に必要な手続き
- 代表選挙のあり方、与党党首の任期
- 政党助成金の支給対象・管理のあり方、使途の公開
- 連立協議のあり方
- 候補者選定・比例代表名簿の順位付け過程の透明化
- 倫理規定

1. 綱領

「綱領」は、当該政党の創設理念・基本政策等をまとめたもので、各党が選挙で掲げる個別政策の拠り所となる、いわば政党の「政策面の憲法」である。我々も昨年度の提言でその必要性を指摘した⁵。

民主党には正式な「綱領」が無く、それが政策的な一体性欠如の主因とも指摘されてきたが、2013年2月24日の党大会で「綱領」を制定した。新しい「綱領」では、「私たちの立場」として『我が党は、「生活者」「納税者」「消費者」「働く者」の立場に立つ。同時に...既得権や癒着の構造と闘う改革政党である。...この原点を忘れず...政治・社会の変革に取り組む。』とした上で、「私たちの目指すもの」として「共生社会をつくる」、「国を守り国際社会の平和と繁栄に貢献する」、「憲法の基本精神を具現化する」、「国民とともに歩む(「積極的な議論と結論の遵守を旨として、健全な党内統治を徹底する」を含む)」といった項目を規定した。

☞：現在、「政党」と認められるための届出書類の1つとして「綱領、党則、規約その他の政令で定める文書」が規定されているが、その重要性に鑑みれば、「政党法」で、政党の定義規定そのものに「綱領があること」を取り込んではどうか。また、その際、それが党の構成員全体で共有されていなければ何の意味もない。綱領の策定・改訂は、党としての最高議決機関(例えば党大会)で議決するよう、合わせて「政党法」で義務付けてはどうか。

2. 政党支部数

政党支部は事実上、支部長個人の政治団体であるにも係わらず、名目上「政党組織の一部」であるため、企業・団体献金禁止の抜け穴になっていることは、以前から指摘され続けている。

5 経済同友会『政党・政策本位の政治の成熟化と統治機構改革～「決断できる政治」の実現に向けて』(2012年5月17日)4頁参照。

【政党支部数（2013年1月1日現在）】

自由民主党	7,259
民主党	569
日本維新の会	51
公明党	435
みんなの党	364
生活の党	1
社会民主党	244
みどりの風	3
国民新党	57
新党改革	5

（総務省 HP「政党助成法に基づく政党の届出（平成 25 年 1 月 1 日現在）の概要」（2013 年 1 月 22 日）より）

政党助成法上の届出のため、政党交付金受領を辞退している日本共産党は記載がない。

その後、国民新党は、2013 年 3 月 22 日に「解散」を届け出た。

通常、支部と言うと選挙区支部や行政区域別の支部しか連想しないが、自民党の場合には友好業界団体等を基盤とする職域支部が存在する。こうした職域支部は、党のホームページ等で開示されていないため、全貌が容易に掴めない。

数少ない職域支部に関する公開情報として、自民党秋田県支部連合会の HP では、秋田県遺族会支部、ときわ会秋田県支部、21 世紀秋田県をつくる会、秋田県港湾支部、秋田県バス支部、トラック支部、秋田県ハイ・タク[ハイヤー・タクシー]支部、秋田県自動車整備支部、秋田県電気通信支部、秋田県土地改良支部、秋田県自動車販売支部、秋田県歯科医師支部、秋田県医師支部、秋田県薬剤師連盟支部、秋田県防衛支部、秋田県建設支部、秋田県看護連盟支部、秋田県たばこ販売支部、秋田県たばこ耕作支部、秋田県不動産職域支部、秋田県木材産業支部、秋田県石油政治連盟支部、秋田県理容支部の住所と支部長、連絡先が開示されている。

やや古い「神奈川ネットワーク運動」の調査（「自治と分権を進める政策・制度研究会報告 - 政治とお金プロジェクト」2004 年 12 月）によると、神奈川県内の自民党職域支部は、神奈川県エルピーガス支部、神奈川県歯科技工士支部、神奈川県柔道整復師支部、神奈川県ビルメンテナンス支部、神奈川県保育推進支部、神奈川県遊技連支部など全部で 212 もあった。

なお、民主党は職域支部/職場支部を認めていない。

⇒：政治家個人への企業・団体献金が禁止された趣旨に鑑みると、政党支部数に制限ないし上限を設けるべきではないか。或いは、職域支部は禁止し、選挙区又は自治体単位の支部のみとすべきではないか。

3. マニフェストの内容と策定手順（政党によって「政権公約」など名称が異なるが、便宜上「マニフェスト」で統一する）

（1）内 容

民主党政権の失敗で、マニフェストそのものへの批判も強まった。しかし、政策を裏づける財源や達成時期を可能な限り明記することで、有権者が比較し、実現度を検証することが可能になる。マニフェスト自体は「政党中心・政策中心の政治」に向けて意義あるものであり、反省点を踏まえつつ、今後も進化・改善させていくべきである。引き続き「SMART（スマート）⁶」なマニフェストを期待したい。

しかし、民主党は、前回の選挙を踏まえ、マニフェストの具体化を後退させてしまったようである。

6 「SMART」 = 「Specific(明確), Measurable(測定可能), Achievable(達成可能), Relevant(妥当), Timed(期限付き)」(経済同友会「3つの軸から政治改革の加速を - 政治参加、政・官関係、「戦後レジーム」脱却」[2007 年 5 月 31 日]参照)。

例えば、2009年衆院選で看板政策の1つであった最低保障年金の「月額7万円」という数値が、今回衆院選マニフェストでは消えたほか、2009年衆院選マニフェストにあった、政策とその必要経費を示す4年間の工程表もなくなった。

また、マニフェストと同時に、より詳しい政策集などを同時発表する場合もあるが、その位置づけが明確でなく、選挙公約なのかどうかを巡って、選挙後に混乱を招く場合もあるようである。

☞「政党法」で、マニフェストの形式や盛り込むべき事項を、ある程度、統一化・標準化すべきではないか⁷。

(2) 策定手順

日本の政党のマニフェストは、「先に手の内を見せたくない」といった思惑も絡んで、ごく限られた執行部で短期間に作成し、選挙直前まで同じ党の候補者にすらその内容を明らかにしない傾向があった。こうしたことが、政党の政策面での一体性を低め、後々、分裂を招く結果につながっているとの指摘がある。

マニフェストの母国である英国では、労働党の場合、2年間をかけ、多段階での議論を積み重ね、最終的に党大会でマニフェストを正式決定する⁸。

☞：マニフェストは、「他党との対立軸」作り以上に、自党の政策的一体性を醸成することにこそ意味があるという専門家の分析もある。例えば一般黨員も必ず関与させる等、政党に民主的なマニフェスト作成過程構築を義務付けるべきではないか。

4. マニフェスト修正手続

世の中は動いているのだから、政権獲得後のマニフェストの修正自体は否定すべきものではないだろう。

☞：我々が既に提言した通り「マニフェスト本来の役割・機能を果たすためにも...[マニフェスト]修正の度合いに応じた手続きをあらかじめ定めておくことが必要である。」⁹

5. 党首（政党によって「総裁」「代表」「委員長」など名称は異なるが、便宜上「党首」で統一する）

(1) 党首選挙

2012年秋に2大政党である自民党、民主党で党首選挙が行われた。その仕組みは下記のようなものであった。

【2012年9月に行われた民主党代表選と自民党総裁選の仕組み】

	民主党代表選	自民党総裁選
日程	9月10日告示、21日投票	9月14日告示、26日投票
任期	原則3年	原則3年
投票資格	18歳以上の日本国民	20歳以上の日本国民
立候補者推薦人	20人	20人
当選者決定方法	・国会議員、国政選公認内定者、地方議員、 ・ 党員・サポーターのそれぞれの投票結果をポイントに換算。有効投票に基づくポイントの過半数を獲得した候補が当選。	・ 国会議員票と党員票の合計で争われ、有効投票の過半数を獲得した候補が当選。 ・ 1回目の投票で過半数を獲得する候補がい ない場合は、1位、2位の上位2候補を対象

7 例えば、「構想日本」は『「政党法」制定の提言 政党の自己統治能力を確立し、「政治の再建」を』（2009年8月）で、「政党法」を制定して、各政党共通の「公約フォーマット」でマニフェストを作成する、政権公約の大項目は5項目程度とし優先順位を明確にする、等を提言している。また日本青年会議所（JC）も、『「政党法」制定の提言 政党ガバナンスの強化と政策本位による政治選択を確立するために』で、統一フォーマットで各党がマニフェスト制定・開示することを求め、その難形まで提言している。

8 経済同友会「3つの軸から政治改革の加速を - 政治参加、政・官関係、「戦後レジーム」脱却 -」（2007年5月31日）巻末資料参照。

9 経済同友会『政党・政策本位の政治の成熟化と統治機構改革～「決断できる政治」の実現に向けて』（2012年5月17日）5頁。

	・過半数を獲得できなかった場合は、1位、2位の候補への決選投票となり、国会議員(1人2票)と公認内定者(同1票)が投票。	に、国会議員だけで決選投票(注)。
国会議員票	672ポイント(336人×1人2ポイント)	198票(1人1票)
地方議員票	・141ポイント(47都道府県×3ポイント) ・全国単位で集計しドント式で比例配分。	-
国政選公認予定者	9ポイント(1人1ポイント)	-
党員票 (民主はサポーター票含む)	・409ポイント ・都道府県ごとにポイントを付与し、得票に応じて比例配分。 ・都道府県別のポイント数は、衆参両院の選挙区や比例選支部の数に応じて割り当て(最多は東京の40ポイント、最少は鳥根の2ポイント) ・党員・サポーターの投票は、任期満了に伴う代表選に限られる。	・300票(都道府県ごとに基礎票3票[計141票]配分し、残り159票は党員数に応じて上乘せ配分。 ・都道府県ごとに持ち票を決め、得票数に応じて候補にドント式で比例配分。

注：その後、自民党では、上位2人による決選投票の際、都道府県単位で1回目の投票数が多い候補に1票(計47票)が配分されるよう、総裁公選規程が改定された。(2013年3月)

☞：上記のように各党でバラバラな党員ポイント比率や投票資格を「政党法」で一定程度、統一化してはどうか。また少なくとも第一党の党首選びは、首相となる可能性が極めて高い人物を選ぶのであり、それ自体非常に公的な性格を有する。「予備選」を義務付けてはどうか。

☞：なお、国政選挙の投票権が外国人にも認められれば別だが、少なくとも現状では、政党の自主判断に任せるのではなく、全ての政党の党首選挙において外国人への投票権付与を「政党法」で禁止すべきではないか¹⁰。

(2) 与党党首の任期

日本は総理大臣が短期間で交代してきた。しかし意外なことに、日本の総理大臣に法的な任期制限はなく、衆院議員の任期(最長4年)が終わるたび、新たに選ばれた衆院で指名され続ければ、無期限に総理大臣を続けることも論理上は可能である。その点、「大統領は2期8年まで」「1期5年で再選不可」などと憲法や法律で制限されている国よりも、長く務めやすいはずである。事実、英国も首相には任期がなく、そのおかげでサッチャーとブレアは10年以上も在職した。

しかし、日本の現実はそうっていない。それはなぜか。実は、「政党」の方が、「党首の任期」という形で、枠をはめているからである。

自民党：原則1期3年で2期まで(つまり最長でも6年まで)。「1期3年」になったのは2003年総裁選からで、それまでは「1期2年」だった。

民主党：原則1期3年(任期は就任から3年後の9月末日までで、代表選は代表任期が終了する年の9月に行うことを

¹⁰ 例えば、民主党では2012年の党規約改正以前は、外国籍の人でも、お金さえ払えば代表選挙権のある党員・サポーターになれば、党首選挙で投票できた。

通例とする)。再選回数制限はない。2012年1月の規約改正までは「1期2年」であった。

日本維新の会：代表の任期は、就任から3年後の9月末日までとし、重ねて就任することができる。

日本の首相は、平成に入ってから25年間で18人(竹下、宇野、海部、宮澤、細川、羽田、村山、橋本、小淵、森、小泉、安倍、福田、麻生、鳩山、菅、野田、安倍[再就任])、在任期間は平均約1年5カ月である。

自民党は平成に入ってから安倍総裁が14人目の総裁。民主党も1998年の結党から海江田代表までに代表交代は9回。

☞：なぜ「2年」とか「3年」という数字になるのか。常識的に考えれば、衆院議員任期と同じ「4年」とするのが自然ではないか。少なくとも与党党首の任期は「首相に選ばれてから4年」と、自動的に同期させる仕組みにすべきではないか。衆議院選挙を経ないで成立するような新政権(いわゆる「政権たらいまわし」)を防ぐことにもつながる。

6. 政党助成制度

(1) 政党交付金の使途

国民の血税を原資とする政党交付金は、現在、その使途に何の制限もない。

【政党助成法】

第四条 国は、政党の政治活動の自由を尊重し、政党交付金の交付に当たっては、条件を付し、又はその使途について制限してはならない。

2 政党は、政党交付金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、その責任を自覚し、その組織及び運営については民主的かつ公正なものとするとともに、国民の信頼にもとることのないように、政党交付金を適切に使用しなければならない。

第2項は努力目標的な規定に過ぎず、また政党の活動には事実上、司法審査も及ばないことから、実態として何の規制もないと言える。

平成23[2011]年分政党交付金使途等報告書によると、2011年の政党交付金の使途は、「経常経費(人件費、光熱水費、事務所費等)」約127億円に対し、「政治活動費」は約84億円で、それも「宣伝事業費」(約43億円)、「選挙関係費」(約14億円)、「組織活動費」(約13億円)、「機関紙誌発行」(約9億円)が多く、「調査研究費」は約3億円に止まっている。

2011年分政党交付金使途等報告書によると、政党支部に支払われた交付金を、個人の政治団体に移す行為が、少なくとも4団体で計3670万円あった¹¹。また過去には、政党交付金で高額な電動マッサージチェアを購入していた事例も報道されている¹²。

☞：各政党の自主規制任せではなく、例えば政党交付金は政策立案のための経費に限定するなど、法律で何らかの使途制限をしてもよいのではないかと¹³。

(2) 党執行部による資金配分

政党交付金を含め、候補者への巨額な資金の配分権を握る、政党執行部の力が格段に強まった。

☞：党内の資金配分について、全く党執行部の裁量にまかせていいだろうか。何かルールは要らないのであろうか。

☞：選挙資金だけでなく、今後、大きな議席の「振れ」が頻繁に起こるようであれば、落選中の候補者に対し、その家族の生活も含め、それなりに政党には「雇用責任」もあるのではないかと。党執行部が不当な手続きで一方的に生活費支給を打ち切ったりできないよう、何か規制があるのではないかと。例えば「政

11 2012年9月29日 毎日新聞参照

12 2006年9月8日 読売新聞参照

13 経済同友会『政党による政策本位の政治』の実現に向けて マニフェスト政治の確立と政治資金のあり方(2010年2月15日)参照。

党助成の一部は、落選中候補者の生活費に充てること」を義務付けてはどうか。

(3) 政党交付金の返還

政党交付金の使い残しがあったら、国に返還しなければならないことになっている。しかし、その年の政党交付金を使い切れなかった場合も、「政党基金」や「支部基金」に積み立てておけば、「使い切った」ということになり、返還しなくてよい。

例えば 2011 年分政党交付金使途等報告書によると、この年に各党に配られた政党交付金約 320 億円のうち、人件費や事務所費などが 127 億円、政治活動費が 84 億円であるのに対し、3 分の 1 に当たる 108 億 2,400 万円が使われずに基金として繰り越され、基金残高は 2011 年末時点で約 172 億円に達した。

また解散時も、解散する前に使い切ってしまうと、返すお金がないことになってしまう。

☞：このような抜け穴は何か規制すべきではないか。

☞：また受領辞退された政党交付金（例えば日本共産党の分）は、残りの政党が「山分け」するのではなく、国庫に返納すべきではないのか。

(4) 「対総収入比率規制」復活の是非

☞：政党助成法成立当初にあった、対総収入比率規制を復活させるべきであろうか。

1994 年に成立した当初の政党助成法では、政党助成への上限定として「3 分の 2 条項」（当該年の政党交付金額は、前年収入実績の「3 分の 2」以下とする）があった。しかし、満額の政党助成金を受け取るために、政党が企業・団体献金集めや政治資金パーティーに奔走するという政党助成制度本来の趣旨に逆行するような現象が見られたこと等により、新制度での初の衆院選挙を行う前の 1995 年 12 月に早々に廃止された。

7. 連立協議

☞：連立を組むことが選挙前からはっきりしている場合には、連立マニフェストの作成を義務化すべきではないか。

8. 候補者選定

(1) 手続きの透明性

党執行部の候補者選定・公認は、まさに立候補者の当選可否を決定的に左右するが、現状、明確な公的ルールは無い。

現在でも、政党が候補者選定手続きを定めた場合には、総務大臣に届出なければならないし、総務大臣はそれを告示（官報掲載）しなければならない。但し衆議院に限った制度で、参議院には無い（公職選挙法第 86 条の 5）。しかも、実際の記載は非常に簡単で、実際的にどのような検討が行われているのかは分からない（例えば「当該構成員の構成員選出方法：総務会において決定」、「名簿登載者の選定手続き：選挙対策本部が決定」などとしか書いてない例がある）。

また選挙時に政党は候補者選定の手続きに関する文書を届出なければならない（公職選挙法第 86 条、86 条の 2、86 条の 3）。これらはあくまで「届出の義務」であって、選定のあり方そのものに関する義務規定はない（例えばドイツ政党法では、候補者選定に関して「秘密投票で行わなければならない」と規定しているが、日本にそうした規定は無い）。

☞：候補者公認・比例代表名簿の順位付け過程をより透明化すべく、「政党法」で何らかの規定をすべきではないか。

(2) 予備選挙・世襲議員問題

いわゆる「世襲議員」の多さは、日本政治の問題点として、つとに指摘されている¹⁴。そこで公認の前提として、党員による予備選挙などが提案されている。当会でも繰り返し提言してきたように、公募制による新人候補者の登用は、世襲議員や地元利益誘導型政治に風穴を開けるものであり、今後も拡大させてゆくべきである¹⁵。

☞：世襲議員を法律で禁止する必要まではないだろうが、例えば大政党には、公募制や同一選挙区からの立候補制限などを法律で義務付けてもよいのではないか。

(3) クォータ(割り当て)制

☞：女性議員比率を高めるため、法律で規制を設けている国もある。日本でも必要であろうか。

列国議会同盟 (IPU、本部ジュネーブ) の調査によると、世界の国会の女性議員比率は平均 20.8%だが、日本の衆院女性議員比率は 7.9%で、189 カ国中 124 位タイ (実質 161 位、下院) となっている [2013 年 4 月 1 日現在]。

韓国は「政党法」で、国会議員選挙及び市道議会議員選挙において比例代表候補者の 5 割以上を女性としなければならないと規定してきた。2005 年以降は選挙法に移管され、内容も更に強化された¹⁶。

9. 倫理規定

(1) 反党的行為による除籍(除名)

今回総選挙では、離党・政党異動が相次ぎ、「反党的行為」などという理由で、多くの党で除籍(除名)処分が頻発した。だが、党幹部の権力による重い処分であり、前述のように政党の公認や資金が議員の身分に大きく影響するようになった現在、何か手続きのルール化が必要なのではないか。

過去には有名な「日本新党繰上当選事件¹⁷」が起こっているし、今回衆院選でも非常によく似た構図の事件が起こった¹⁸。

☞：他党への無断移籍、与党議員の内閣不信任案賛成などは明らかな反党的行為で除籍処分も当然と思うが、もし仮にかなり疑義のある一方的な処分が成されても、最高裁判例からして司法救済は期待できない。政党共通に説明義務、異議申し立て機会の保障など、何かルール化が必要ではないか。

14 今回衆院選当選者のうち、親族に国会議員がいて地盤を継承している、地盤を継承していなくても父母や祖父母が国会議員、のいずれかを満たした人は 114 人。立候補者ベースでは 148 人だったので、当選率は 77.0%だった。(2012 年 12 月 18 日 産経新聞より)

15 経済同友会『政党による政策本位の政治の実現に向けて マニフェスト政治の確立と政治資金のあり方』(2010 年 2 月 15 日)、『政党・政策本位の政治の成熟化と統治機構改革～「決断できる政治」の実現に向けて』(2012 年 5 月 17 日)参照。

なお民主党では、現職国会議員が引退する場合、配偶者や三親等以内の親族が同一選挙区から連続して立候補することを内規で禁止し、比較的遵守されているようである。例えば今回衆院選でも、長野 3 区の羽田孜元首相の引退に伴い、長男で当時国土交通相の雄一郎氏が、党が禁止している世襲に該当しないと、くら替え出馬を模索したが、民主党本部は最後まで認めず、雄一郎氏もくら替えを断念。元県議が出馬して小選挙区で当選した。

16 「韓国における女性の政治参加 選挙法の改正によるクォータ制度の強化と女性議員数の増加を中心に」(国立国会図書館レファレンス 2009 年 7 月号)参照

17 1992 年参院選で日本新党(当時)は、細川護熙代表を含む 4 人が当選。翌 1993 年 7 月衆院選に細川氏含む 2 人がくら替え立候補し、本来であれば参院選比例名簿 5 位の松崎哲久氏が繰り上げ当選となるはずだったが、松崎氏は直前の 6 月に突如、党を除名された。日本新党には当時、除名手続きを規定した党則もなく、何が除名に当たる行為なのかを松崎氏本人に事前に知らせもせず、反論や反対の証拠を出す機会すらも与えていなかった。そこで松崎氏はこの決定を不服とし提訴した。一審の東京高裁は 1994 年 11 月に、除名は民主的に公正な手続きに従っておらず無効と判断。しかし 1995 年 5 月 25 日に最高裁は訴えを却下した。その際、政党の運営に行政権が介入することは政党に高度の自主性・自律性を保障した法の要請に反し、党員除名などの処分は原則として政党の自律的な運営・解釈にゆだねられるとした。

18 民主党の和嶋末希衆院議員(比例東北ブロック選出)[当時]が市長選出馬のため議員辞職することになり、比例名簿次点の川口民一・元岩手県雫石町長の繰り上げ当選が予定されていたが、民主党本部は、川口氏が「国民の生活が第一」の県連大会に出席していたことなどを反党的行為として、2012 年 10 月 5 日に川口氏の除籍(除名)処分を決めた。川口氏は処分を不服として、取り消しを求める異議申立書を党本部に提出したが、民主党はこの申し立ても再度退けた。これに対し川口氏は一時民主党を提訴する意向も表明していたが、その後提訴したとの報道はない。

(2) 党議違反者への懲戒

党議が公式に決定され、その決定に「党議拘束」がかかった後、その決定に公然と反対する議員に対しては、やはり懲戒処分が必要となろう。しかし、党によっては、必ずしも明確になっていない部分もある。
☞：党議違反者を懲戒する権限・責任の明確化、決定プロセスの透明化、異議申し立て手続きの保障などを法定化すべきではないのか。

< . 終わりに：「政党法」に国民的後押しを！ >

我々も、「政党法」が「銀の弾丸(Silver Bullet [= 特効薬])」で、日本の政治・政党が抱える問題点の全てを、たちどころに解決してくれるなどとは思っていない。また法律で一律の仕組みを強制することは、分かりやすく平等である反面、各政党独自の創意工夫・切磋琢磨による競争・活性化を阻害する面もある。法律化するとしても、技術的にどこまで強行規定でどこまで任意規定にするか、またどこまで法律本体で規定しどこまで党則/規約への委任事項とするか等の見極めも必要になる。

だがそれでも、これだけ問題山積の日本の政党の有り様を目の当たりにすると、やはり、何らかの政党に対する公的な規律付けが、少しでも日本の政治を良くするための、一つのきっかけになるのではないかとと思わざるを得ない。

「政策中心・政党中心の政治」を目指すなら、肝心の「政党」の中身が問われる。「個人議員・派閥の連合体」「特定イデオロギー信奉者の閉鎖的集団」「カリスマ党首が支配する『個人政党』」などではなく、全国各地域に確固とした党员基盤を持ち、透明・公正なルールに基づいて運営され、党员・国民の意思を体系的な共通の政策として集約し、所属議員が一致結束し組織的に行動することで、総合的・長期的な視野に立った国益実現・全国民の利益伸長を目指すことのできる「近代的な組織政党」への脱皮が必要である。現在、個別法で規定された政党の規制を集中・独立・深化させ、政党を公的存在と認めたと必要ない内部組織規定を加えた「政党法」を作ることが、その第一歩となり得ると信じる。

戦前に国家が政党活動に介入した経験などを懸念してか、政党に対する公的規制を忌み嫌う考えも根強い。しかし戦後日本が民主主義国家として再出発して 70 年弱、政治イデオロギーに基づいた東西冷戦が終焉して 20 年以上。杞憂に過ぎるのではないか。

既存政党の「政党法」への関心もさほど高くない¹⁹。英国に、「クリスマスをやるべきか、やるべきでないかを、七面鳥に問う」というジョークがある。政治家の側から、政党活動に規制をかける動きが出ることは、望み薄である。徐々に世論が盛り上がり、政治家にプレッシャーをかけ、最終的には独立した第三者機関等で制度設計するという道筋で、「政党法」の実現を目指すしかあるまい。まずは、国民の間から「政党法」制定を求める声が高まり、政党を動かすことを期待したい。

以上

19 2012 年衆院選の政権公約やその付属文書で、何らかの形で「政党法」に言及があったのは 3 党のみ。政権公約の本体で「政党法制定」を明記したのはみんなの党「アジェンダ 2012」だけ。自民党は政策集「J-ファイル 2012」に「政党の定義、機能、綱領、資金等についての原則を定める政党基本法を制定」とあるが、重要政策をセレクトした「政権公約ダイジェスト版」には出てこない。日本維新の会は「骨太 2013～2016」の「政策実例」に「政政党法制定 政党のガバナンスの透明化、意思決定プロセスと責任の所在の明確化」とあるが、この政策実例は選挙公約ではないとされている。

[補論]

先般の衆院選では、ガバナンスの問題以外にも、日本の「政党」の在り方に対して重大な疑問を抱かせる事件が相次いだ。これらも「政党法」制定に関連して大きな示唆があるので、補論として紹介したい。

政党支部の資産処分

民主党を離党して「国民の生活が第一」を立ち上げた小沢一郎氏の系列議員が、民主党岩手県連の口座にあった資金を「国民の生活が第一」に無断で移し替えていたことが、裁判になっている²⁰。

☞：「政党支部」とは名ばかりで、実態は個人の政治団体のため、こうした問題が起こるのではないかと。政党支部の資産処分の明確なルールが必要なのではないか。

所属議員の「レンタル移籍」

当選可能性を高めるため、或いは政党助成金受領等を目的として、一旦他党へ移籍した後に短期間で復党する（いわば一時的に所属議員を貸し借りする）という、意図的な所属議員の「レンタル移籍」が見られるようになった。

☞：こうした「レンタル移籍」は、公選法や政党助成法の脱法的行為ではないのか。法的に規制すべきではないのか。

離党者と政党資金の関係

今回衆院選の前後で離党者が多く発生したが、それに伴って活動費など政治資金の返還問題も発生した。

☞：政党交付金が使われている可能性もあるのだから、ある政党支部の資産が、他党の者のために使われることがあってはならない。何か規制を検討すべきではないか。

選挙後の存続政党の変貌

届出上の存続団体が、名称や性格を従前から大きく変える例があった。

☞：もしも綱領や所属議員が従前のものから大きく変わる場合、「存続」させて良いのか。それでは「裏口上場」と同じではないか。東証上場規則を見習って何か規制すべきではないか²¹。

その他

その他、今後「政党法」を具体的に制定するに際しては、以下のような諸点も検討する必要が出てこよう。

- ✓ 定義：現在の「政党」の法的定義（基盤的な規定は、「政治団体のうちで、所属国会議員5人以上、又は、直近の国政選挙で2%以上獲得」）のままで良いのか。
- ✓ 称号：現在は法律上の政党要件を満たしていなくても「党」と自由に名乗ることができるが、何か規制すべきか。
- ✓ 本部所在地：国政政党の本部が、東京以外にあることは問題ないか。
- ✓ 党則/規約の内容：党則/規約で定めるべき内容について、法的に規定すべきか。
- ✓ 党首の資格・兼任：国政政党の党首が、非国会議員であったり、或いは地方自治体首長・地方議会議員と兼職することには問題ないか。
- ✓ 党首解任規定：現在、党首の解任規定がある政党も、無い政党もあるが、統一化すべきか。
- ✓ 党議決定プロセス：党議決定プロセスが、時々執行部の都合で簡単に変更されないよう、法律で枠組みを決めるべきではないか。党首の権限に一定の制限を課すべきか（党首個人への拒否権付与の禁止等）。
- ✓ 議事録公開：公文書のように、与党の幹部会も議事録の作成、数十年後の一般公開を義務付けるべきか。
- ✓ 党議拘束：党議拘束は必要としても、拘束の強度、かけるタイミングなどを柔軟化すべきか。
- ✓ 組織変更：頻繁かつ短期間での政党の合併、分裂、解党、党名変更等など、「政党」を道具のように扱う乱用的な組織変更を規制すべきか。

20 2012年11月30日に盛岡地方裁判所で第1回口頭弁論があった。

21 「不適当な合併等」：上場会社が非上場会社と合併等を行う場合で、上場会社が実質的な存続会社とは認められないケースをいいます。不適当な合併等については、いわゆる「裏口上場」の防止を目的として、上場廃止基準が設けられており、上場会社が非上場会社と合併等を行った結果、上場会社に実質的な存続性が認められず、かつ一定期間内に新規上場審査に準じた審査に適合しない場合には、上場廃止となることが規定されています。【東京証券取引所ホームページより】

- ✓ 解散・清算：特に解散時の財産の扱いを中心に、会社法並みの詳細な「解散」や「清算」のルールを定めるべきか。
- ✓ 政治資金：より詳細な財務情報公開を義務付けるとともに、「政党に対する融資」の規制も強化すべきではないか。
- ✓ 所属政党の異動：比例代表選出の議員が離党したら、自動的に議員失職とすべきではないか。また小選挙区選出議員も規制すべきか。
- ✓ 離党/復党手続き：党執行部の都合で離党届/復党届を受理したり/しなかったりという不公平が出ないように、何かルール化すべきか。
- ✓ 政治団体重複加入：「政党」への二重加入は現在も禁止されているが、「政党」と「政治団体」への重複加入も何か規制すべきか。
- ✓ 与党と政府の関係：内閣と与党の一元化のため、幹事長・政調会長等の入閣、「影の内閣」の位置づけ、党職員の行政府への参加などに関しルール整備すべきか。
- ✓ 党員：「党員」の法的位置づけや権限を明確化・共通化すべきか。政党が「公的団体」と規定されれば、「党費」の支出に税制優遇を与えてもいいのではないか。
- ✓ 政党の区分：政権獲得可能性の低い中小政党にまで一律に厳しい公的規制を課す必要性は薄く、一定基準以上の大政党のみ厳しい規制を適用してはどうか（例えば「第一種政党」「第二種政党」などと区分して規制の程度を変える）。
- ✓ 憲法の政党条項：憲法を改正し、きちんと「政党」の存在を憲法に位置づけるべきではないか（「政党法」の濫用を防ぐためにも必要ではないか）。

2012年度 政治・行政改革委員会 委員名簿（敬称略）

委員長

永山 治 (中外製薬 取締役会長 最高経営責任者)

副委員長

木川 眞 (ヤマトホールディングス 取締役社長)

車谷 暢昭 (三井住友銀行 取締役専務執行役員)

中村 公一 (山九 取締役社長)

畑川 高志 (オリバーワイマングループ シニア・アドバイザー)

蓑田 秀策 (KKRジャパン 取締役会長)

米田 隆 (西村あさひ法律事務所 代表パートナー)

委員

青木 宏道 (新日鐵住金 常務執行役員)

飯塚 洋一 (バリューコマース 取締役社長執行役員)

稲川 広幸 (JALUX 特別顧問)

井上 浩一郎 (イノベーショントラスト 取締役社長)

井上 智治 (井上ビジネスコンサルタンツ 代表取締役)

岩沙 弘道 (三井不動産 取締役会長)

上野 守生 (プロネクサス 取締役会長)

宇佐美 耕次 (セールスフォース・ドットコム 専務執行役員)

牛尾 志朗 (ウシオライティング 取締役会長)

大井川 和彦 (シスコシステムズ 専務執行役員)

大河原 愛子 (ジェーシー・コムサ 取締役会長)

大久保 和孝 (新日本有限責任監査法人 シニアパートナー)

奥谷 禮子 (ザ・アール 取締役社長)

尾崎 弘之 (パワーソリューションズ 取締役)

小野 俊彦 (日新製鋼 相談役)

柿本 寿明 (日本総合研究所 シニアフェロー)

鹿毛 雄二 (ブラックストーン・グループ・ジャパン 特別顧問)

加藤 奂	(京王電鉄 取締役会長)
門脇 英晴	(日本総合研究所 特別顧問)
金岡 克己	(ITホールディングス 取締役会長)
金澤 薫	(スカパーJSAT 顧問)
叶谷 彰宏	(パークレイズ証券 マネージングディレクター)
金重 凱之	(国際危機管理機構 取締役社長)
河合 良秋	(キャピタル アドバイザーズ グループ 会長)
川名 浩一	(日揮 取締役社長)
菊池 哲郎	(毎日新聞社 客員編集委員)
木村 廣道	(ライフサイエンスマネジメント 取締役社長)
清田 瞭	(大和証券グループ本社 名誉会長)
小出 寛治	(NTTファイナンス 顧問)
河野 栄子	(DIC 社外取締役)
小島 邦夫	(日本証券金融 顧問)
小島 秀樹	(小島国際法律事務所 弁護士・代表パートナー)
古宮 正章	(日本政策投資銀行 取締役常務執行役員)
佐藤 和男	(三井不動産 社友)
佐藤 玖美	(コスモ・ピーアール 代表取締役)
澤野 正明	(シティユーワ法律事務所 シニアパートナー)
重木 昭信	(日本電子計算 取締役社長)
篠崎 雅美	(日本航空電子工業 相談役)
島田 一	(金融ファクシミリ新聞社 取締役社長)
清水 雄輔	(キッツ 名誉最高顧問)
下村 満子	(東京顕微鏡院 特別顧問)
陳野 浩司	(ナティクシス日本証券 マネージング・ディレクター)
菅野 健一	(リスクモンスター 取締役会長FOUNDER)
杉崎 重光	(ゴールドマン・サックス証券 副会長)

瀬 古 茂 男	(明電舎 特別顧問)
錢 高 久 善	(錢高組 取締役専務役員)
高 木 邦 格	(国際医療福祉大学 理事長)
高 梨 圭 二	(東京コカ・コーラボトリング 取締役会長)
竹 尾 稔	(竹尾 取締役社長)
橘 憲 正	(タチバナエステート 取締役会長)
アド・リアス・ヨネス・ダ・ソウバ・グ	(アド・メディア 取締役社長)
津 川 清	(OFFICE TSUGAWA 代表)
東 條 洋	(清水建設 専務執行役員)
富 田 純 明	(日進レンタカー 取締役会長)
長 瀬 眞	(ANA総合研究所 取締役社長)
長 瀬 朋 彦	(イマジカ・ロボット ホールディングス 取締役社長)
中 野 宏 信	(スティック・キャピタル・パートナーズ・ジャパンリミテッド 日本代表兼シニアマネージングディレクター)
長 久 厚	(DNAパートナーズ 代表社員)
西 浦 天 宣	(天宣会 理事長)
西 山 茂 樹	(スカパーJSATホールディングス 取締役会長)
野 嶋 吉 朗	(都市文化振興財団 代表理事)
野 田 由美子	(プライスウォーターハウスクーパース パートナー, PPP・インフラ部門アジア太平洋地区代表)
信 井 文 夫	(映像新聞社 取締役会長)
濱 口 敏 行	(ヒゲタ醤油 取締役社長)
林 明 夫	(開倫塾 取締役社長)
林 良 造	(明治大学 国際総合研究所 所長)
原 丈 人	(デフタ パートナーズ グループ会長)
坂 東 眞理子	(昭和女子大学 学長)
平 田 正 之	(情報通信総合研究所 取締役社長)
平 手 晴 彦	(武田薬品工業 コーポレート・アドバイザー)

福川伸次 (東洋大学 理事長)

グレン・S・フクシマ (Center for American Progress シニア・フェロー)

藤井俊一 (藤井事務所 代表取締役)

藤森義明 (LIXILグループ 取締役代表執行役社長兼CEO)

本田勝彦 (日本たばこ産業 顧問)

本田桂子 (マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド・ジャパン ディレクター)

増田宏一 (日本公認会計士協会 相談役)

松居克彦 (松居アソシエイツ 代表)

松岡芳孝 (ステート・ストリート信託銀行 取締役会長)

矢崎和広 (諏訪貨物自動車 取締役会長)

八杉茂樹 (大和不動産鑑定 取締役社長)

安田育生 (ピナクル 取締役会長兼社長兼CEO)

米澤健一郎 (ソニー学園 理事長)

チャールズD.レイク (アフラック (アメリカファミリー生命保険) 日本における代表者・会長)

和田裕 (日本イノベーション 取締役社長)

以上92名

事務局

篠塚肇 (経済同友会 政策調査第3部 部長)

小林敏和 (経済同友会 政策調査第3部 マネジャー)